

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

障害の有無にかかわらず、市民誰もが相互に人格・個性を尊重し支え合う
共生社会の構築

障害者を取り巻く環境は、障害者及びその保護者の高齢化や、障害の重度・重複化が進むなど大きく変化しています。一方、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念の普及とともに、障害者の社会的自立と社会参加が強く求められています。

このような状況の中で、社会福祉の構造改革が進められ、平成15年度からは従来の措置制度にかえて、障害のある人の自己決定を基本に、契約によりサービスを選択する「支援費制度」が導入されたことを経て、平成18年度からは、その理念を継承する障害者自立支援法の施行とともに、障害種別ごとにそれぞれ異なる法律に基づき提供されてきた障害福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度で一元的に提供し、障害者が自立した日常生活や社会生活ができるよう支援する新たな体系が創設されました。

21世紀に目指す福祉社会は、すべての障害者について個人の尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇が保障されるとともに、社会を構成する一員として社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加・参画する機会が与えられる必要があります。

そこで、障害者に係る施策を総合的かつ計画的に展開していくために、「障害の有無にかかわらず、市民誰もが相互に人格・個性を尊重し支え合う共生社会の構築」を本計画の基本理念とします。

2 計画の基本目標

野田市においては、基本理念を実現していくために、以下の3つを基本目標として、関係行政機関や関係団体等が地域社会と連携するとともに、それぞれの役割分担を踏まえて協働することにより、本計画に盛り込まれた各般の施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

- 障害者に対する理解の推進と共生社会づくり
- 障害者が自立し安心して生活できる環境づくり
- 障害者が普通に社会参加できるまちづくり

(1) 障害者に対する理解の推進と共生社会づくり

ノーマライゼーションの理念を社会に定着させるためには、障害者に対する社会全体の理解を促進すべく広報啓発などを充実し、「心のバリアフリー」について、さらに促進することが重要です。特に、知的障害者、精神障害者では身体障害者よりも社会における理解が深まっていないと感じていることがアンケート結果でも明らかになっており、障害者に対する正しい理解を一層推進することが求められています。

また、世の中のIT化が進む中で、情報端末等の普及は、障害者にとって自立や社会参加の機会が増加するという側面がある一方、障害種別によっては情報端末に対するアクセスの困難さから、逆に、新たな情報格差が発生するという懸念も生じております。こうしたことから、団体のヒアリングにおいても、各障害にあった情報の伝達方法を検討することについての要望が多くあったほか、講演会等の場でコミュニケーションが十分にとれるような環境づくりも求められております。

このような状況を踏まえ、障害者に対する理解が一層深まり、野田市全体に共生社会の理念が普及するとともに、障害者が自己選択と自己決定の下に社会に参加・参画できるよう、各種の普及・啓発活動や福祉教育等に積極的に取り組むほか、情報のバリアフリー化やコミュニケーションの向上等に努めてまいります。

(2) 障害者が自立して安心して生活できる環境づくり

障害のある人が住みなれた地域で自立した生活を送るためには、障害の特性やニーズに応じた福祉サービスが適切に提供される必要があります。

このような中、支援費制度に変わり、障害者自立支援法に基づく新たな体系が創設されたことから、制度内容についての周知活動が必要とされるとともに、相談体制の充実を望む声が多く出されています。

施設整備については、望まない在宅者が出ないようにすること、重度・重複化にも対応できるようにすること、保護者の高齢化が進む中で引き続き地域生活が続けられるようにすること、生活全体を考えたケアマネジメント体制を構築すること等の実現や、地域生活への移行を一層促進するためのグループホー

ム等の整備が必要とされているところです。

また、障害の予防と早期発見については、妊婦・乳児一般健康診査や、妊産婦・新生児訪問指導事業による保健指導、定期健診等を進める中で取り組んできたところです。団体ヒアリングでは、引き続き障害の発生予防と早期発見に取り組むこと、専門的な医療機関との連携体制を整備することや療育機関の設置についての要望がありました。

障害者の生活を支える保健・医療の関係では、引き続き障害の予防と早期発見に向けた取り組みをベースとしつつ、適切なリハビリテーションの提供等に努めます。

さらに、教育に関しては、障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じてきめ細かな支援を行うため、一貫した相談支援体制の整備に努めるほか、指導者の研修についても引き続き充実を図り、特別支援教育に取り組むこととします。

こだま学園やあさひ育成園等において専門的な指導を実施していますが、障害のある子どもにもっとも適切な教育の場を確保するため、野田養護学校の協力を得て、専門の相談員による就学相談を実施するとともに、平成17年9月から療育相談事業を行っております。

このようなことを踏まえ、障害者に係る生活支援の対応としては、各種福祉サービスについての情報提供の充実や利用者本位の相談体制の確立を図ります。

また、施設整備については、障害者団体の要望に対応したサービスの提供に資するよう、船形地区を第二の福祉ゾーンとして位置付けし、必要な施設整備を検討していくとともに、地域生活への移行を促進するため、グループホーム等の整備支援を検討していきます。

なお、国の「新障害者基本計画」では、入所施設は真に必要なものに限定するような方向を示しており、平成18年10月からは入所サービスを、日中活動を支援する場と夜間の居住の場を支援するというサービスを選択し組み合わせた利用ができる体系に移行することとされています。

野田市としても、国の方向を踏まえ、既存施設の有効活用も含めて、予算制約の中で必要性を十分に勘案しながら、真に必要なものを見極め、検討していくこととします。

(3) 障害者が普通に社会参加できるまちづくり

障害者が自立して生活し、積極的に社会参加していく上で、まち全体を障害者にとって利用しやすいものへと変えていくことは非常に重要なことです。野田市では、これまで福祉のまちづくりパトロールを進める中で、歩道や交差点の段差解消について積極的に取り組んできたところです。このため、道路の整備が少しずつ改良されているとの声がある一方、団体ヒアリングでは公共交通機関や建物等についても一層のバリアフリーを望む声がありました。新バリアフリー法が施行された状況の下、引き続きバリアフリーのまちづくりを推進しま

す。

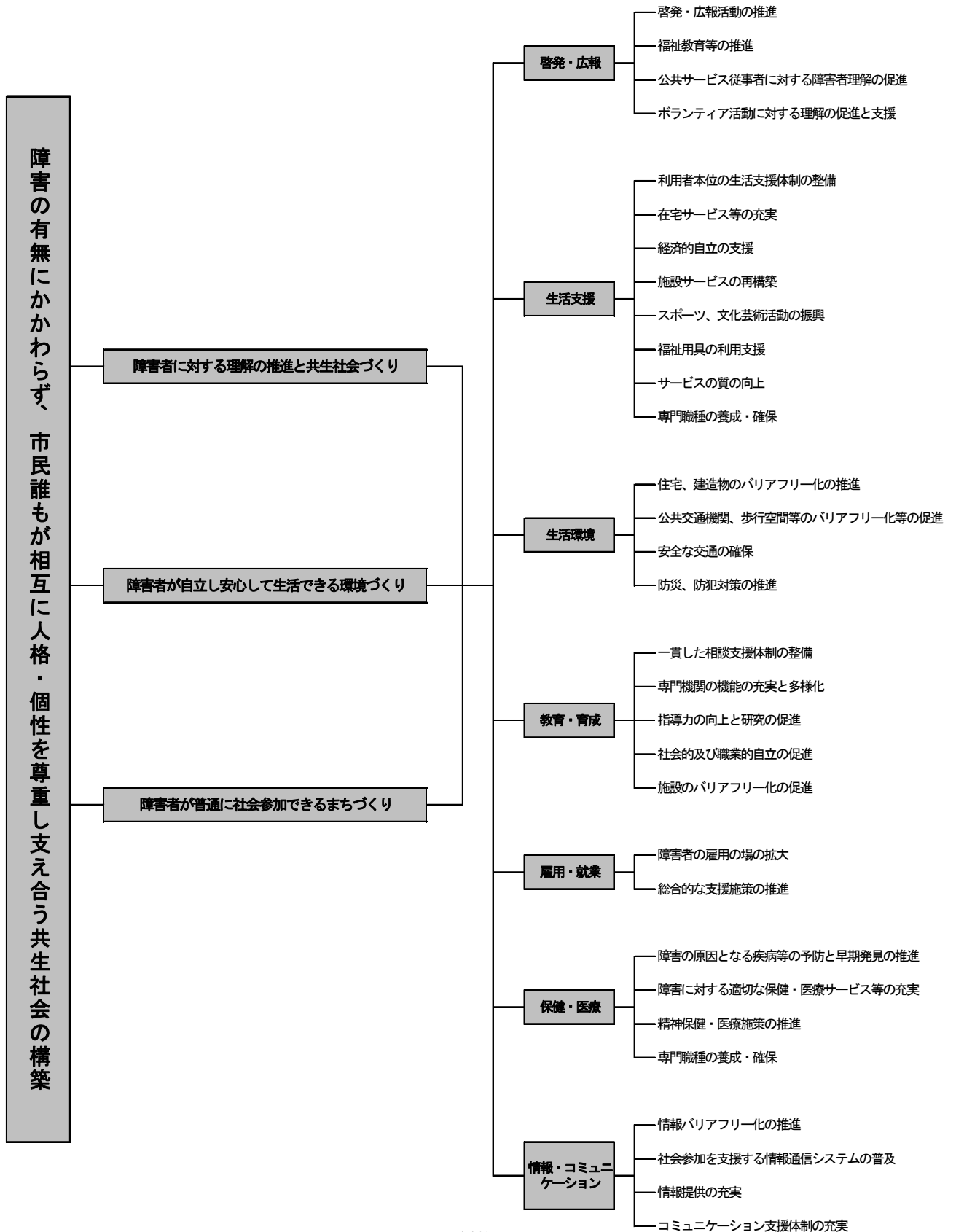
また、障害者が地域生活を送る上で、活動の場、働く場を充実させることは、生活の質の向上と自己実現のために大きな役割を果たしますが、障害者の就労の促進については、障害者の就業に対するニーズの高まりを背景に改正された「障害者の雇用の促進等に関する法律」による法定雇用率制度等、公共職業安定所による相談・援助など国の労働施策に負うところが大きいところです。野田市においては、労働部門では「野田市雇用促進奨励金制度」等従来から講じている施策に加え、平成 18 年度から「障害者職場実習奨励金」の創設、福祉部門では「障害者何でも相談窓口」に就労のための専門相談日を設けるなどの機能拡充を図るなどして、障害者の自立のための積極的な支援を推し進めています。

アンケートや団体ヒアリングでは、就労支援員の配置など一層の雇用施策の充実を求める意見が出ています。

このようなことから、さらに就労支援を進めるため、センター的機能を持った就労支援体制の構築が必要となっています。

住宅面では、民間社宅の買取り事業の中でも、障害者等に配慮した改修を行ってきました。引き続き、誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備をしていくこととします。

3 計画の体系



4 計画の展開方向

I 総論

野田市の障害者施策については、ノーマライゼーションとリハビリテーションを基本理念とする「野田市障害者基本計画（改訂版）」に基づき進めてきた結果、福祉サービスの向上をはじめとして一定の成果を上げてきました。

このような中、現在、障害者をめぐっては、障害者自身や家族介護者の高齢化が進むとともに、障害の重度・重複化等の傾向が強まっているほか、制度的にも「支援費制度」に変わり、障害者が自立した日常生活や社会生活ができるよう支援する新たな体系が創設されるなど、取り巻く環境にさまざまな変化が生じています。

今回、障害者基本計画を見直すに際しては、このような情勢の変化を的確に捉えて施策に反映していくため、再度、現行計画の進捗状況の分析、アンケート調査、障害者団体とのヒアリングを実施してきました。

これらの結果を総合的に勘案した上で、厳しい財政状況下での予算制約や他の行政分野とのバランスにも配慮しつつ、前述の基本目標を実現するため、①バリアフリー化の推進、②利用者本位の支援、③障害者の特性を踏まえた施策の展開、④総合的且つ効果的な施策の推進を視点に、以下の7つの展開方向に即して施策を展開していきます。

II 各論

1. 啓発・広報

①基本方針

障害の有無に係わらず、偏見や差別なく相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の理念の普及を図るとともに、障害及び障害者に関する理解を促進するため、幅広い市民参加による啓発活動を強力に推進していきます。

②重点施策

共生社会の理念の普及を図るため、広報紙等による理解促進のための広報活動を計画的かつ効果的に実施します。

また、障害及び障害者に対する正しい理解を促進するため、市報やホームページ等による広報活動、各種交流行事及び講演会等を中心に、一般市民、ボランティア団体、障害者団体など幅広い層の参加による啓発活動を推進します。

2. 生活支援

①基本方針

利用者本位の考え方に立って、サービスの自己選択の前提となる情報提供を充実するとともに、個人の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備、サービスの量的・質的充実に努め、すべての障害者が安心して豊かな地域生活を享受することができるような体制を構築していきます。

②重点施策

「障害者自立支援」や各種の障害者福祉に係る制度内容や利用方法について、市報等を活用し、より分かりやすい内容で周知することに努めます。

障害者のニーズに沿った福祉サービスを総合的に提供するため、障害者総合相談センターを設置し、様々な障害種別に対応した相談支援体制の充実に努めます。このため、ケアマネジメント実施体制の整備やケアマネジメント従事者の養成等を図ります。

また、民間介護保険事業者や障害者当事者団体の参入を積極的に働きかけ、障害福祉サービス及び地域生活支援事業等の量的・質的拡充に努めるとともに安心して誰でも利用できるシステムの構築に努めます。加えて、障害者支援施設やグループホーム、ケアホーム等の整備を進めていくとともに、それに関連する支援を行うほか、障害者団体の要望に対応したサービスの提供に資するよう、船形地区を第二の福祉ゾーンと位置付けし、重症心身障害児施設の整備について検討してきます。

3. 生活環境

①基本方針

誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を推進するとともに、公営住宅の整備に際しても留意していきます。

また、防災、防犯対策を推進します。

②重点施策

障害者等すべての人が安全に安心して暮らすことができる生活環境の整備により、自らの意思で自由に移動し、普通に社会参加することのできる環境の構築を図るとともに福祉のまちづくりパトロールによる身近な生活環境の改善に努めます。

また、「野田市地域防災計画」の中で、障害者への防災マニュアルや防災知識の普及、災害時の適切な情報提供、避難誘導等の災害時要援護者対策を検討していきます。

防犯については、防犯組合支部、警察及び市が連携をもった防犯活動を展開するなかで、障害者の防犯対策を検討します。

4. 教育・育成

①基本方針

障害のある子ども一人一人の個性に応じてきめ細かな支援を行うため、乳幼児期から学校卒業後までの相談体制や卒業後に至るまでの教育・療育体制の整備を、教育、医療、福祉、労働関係諸機関が連携し計画的に進めるとともに、学習障害・多動性障害等の教育に特別のニーズのある子どもについても適切に対応します。

②重点施策

今までに進めてきた教育・療育施策を活用しつつ、障害のある子供やそれを支える保護者に対し、教育、医療、福祉、労働等関係諸機関の連携の下、母子保健法等に基づく事業の中で障害の早期発見に努めるとともに、保護者等の意思をできる限り尊重し、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した効果的な相談支援体制の構築を図ります。更に、近年の障害の重度・重複化や多様化の状況を踏まえ、療育相談事業をはじめ教育・療育機関の機能の充実を図り、地域や障害のある子供の多様なニーズに対応します。

また、特別支援教育を推進するため、学校関係者のみならず、保護者をはじめ多くの方への理解と協力を得るよう努めます。

5. 雇用・就業

①基本方針

雇用・就業は、障害者の自立・社会参加のための重要な柱であり、障害者が能力を最大限発揮し、働くことによって社会に貢献できるよう、就業促進に向けた支援策を推進します。

②重点施策

障害者の雇用・職業の場の確保のため、積極的に関係機関と連携を図り、あらゆる角度から障害者の職場確保や職場復帰等について積極的に関係機関と連携を図りながら推進します。

また、働く意欲と能力を有する障害者の雇用促進を図るとともに、各種制度利用を通じ事業主に障害者雇用の認識を深めていただき、支援策の充実を図るとともに障害者の常用雇用に繋げるための支援に努めます。そのための具体的支援体制として、「障害者総合相談・就労支援センター」を設置し、総合的な支援体制を構築していきます。

6. 保健・医療

①基本方針

障害の予防と早期発見に向けた取組みを基本とし、障害に対する適切なリハビリテーションの提供等により、障害の軽減を図るとともに、重度・重複化、二次障害等の防止を図るとともに、理学療法士等の専門従事者の確保に努めます。

②重点施策

障害の原因となる疾病等の適切な予防及び早期発見に努めるとともに、出生から高齢期に至る健康保持・増進のため、健康診査等の各種検診や健康相談等の実施の充実に努めます。

小児に対しては、障害の早期発見と早期療育が、その後の障害の軽減や発達に及ぼす影響が大きいことから、療育に知見と経験を有する医療・福祉の専門職と療育の場の確保に努めるとともに、発達段階に応じ療育相談によるケアなどを通じ障害特性に対応した支援をします。

また、関係機関との連携強化を図り、障害者に対する適切な保健・医療サービス等の充実に努めます。

7. 情報・コミュニケーション

①基本方針

I T（情報通信技術）の活用により障害者の個々の能力を引き出し、自立・社会参加を支援するとともに、障害により情報格差が生じないよう情報のバリアフリー化を積極的に推進するほか、障害特性に対応した情報提供の充実に努めます。

②重点施策

障害者の情報活用能力の向上のため、視覚障害者や聴覚障害者などにパソコン講習会を開催すること等により、障害者のI Tの利用を総合的に支援します。

行政からの広報については、点字、録音物やインターネット等による対応の促進を図ります。

コミュニケーション支援を必要とする視聴覚障害者に対する盲人ガイドヘルパーや手話通訳者、要約筆記者や点訳奉仕者の養成研修を推進するとともに、これらの派遣体制の充実強化を図るとともに市役所に手話通訳者の設置を検討します。